

一宮市審議会等に係る会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、各審議会等に別段の定めがあるものを除き、審議会等に係る会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 審議会等を所管する課又は公所の長（以下「所管課長等」という。）は、会議開始 30 分前から会場において傍聴の受付を開始するものとし、傍聴を希望する者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票（様式第1）に記入しなければならない。

2 団体での傍聴を希望する場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴を希望する者の氏名を前項の傍聴人受付票に記入し、又は名簿等を添付しなければならない。

3 傍聴を希望する者には、順次傍聴整理券（様式第2）を交付するものとする。

4 所管課長等は、第1項の傍聴人受付票を1年間保存しなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他危険なものを所持している者

(2) 異様な服装をし、若しくは容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗のぼりの類及び拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他会場に対し示威運動となるおそれがあるものを携帯している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 議事に対して可否を表明し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音若しくは録画をしてはならない。ただし、特に審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、一宮市審議会等に係る会議の公開に関する要綱第4条第1項後段の規定により会議が非公開となった場合は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 審議会等の長は、傍聴人がこの要領の規定に違反する場合はこれを制止し、その命令に従わない場合はこれを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

一宮市審議会等に係る会議 傍聴人受付票

年 月 日

住 所	氏 名
一宮市（市・町・村）	

※本受付票に、傍聴する方の住所・氏名をご記入の上、所定の箱の中にお入れください。

※団体が傍聴する場合は、本受付票に代表者又は責任者が、団体の名称及び傍聴する方を記入してください（傍聴する方全員が分かる名簿等を添付していただいても結構です。）。

※傍聴に際しては、別紙の規則を遵守してください。

様式第2（第2条関係）

傍聴整理券 No.

会 議 名 称	
日 時	年 月 日（ ） 時 分 から
場 所	

注意事項：定員（人）を超えた場合は、（先着順・抽選）となりますので御了承ください。
傍聴に当たっては、会長等の指示に従い、下記の事項を遵守してください。

記

傍聴人の遵守事項

- （1）私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。
- （2）飲食又は喫煙をしないこと。
- （3）みだりに席を離れないこと。
- （4）議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしたりしないこと。
- （5）写真等の撮影、録音及び録画をしないこと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。